

# 札幌市経済観光局が実施する各種補助金の申請における誓約書兼同意書の提出について

令和7年3月27日 経済観光局長決裁

## 1 誓約及び同意の目的

各種補助金において、反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力との関係性がないこと、補助事業の実施に係る法令に違反していないこと、重大又は悪質な法令違反をしていないこと等、それらを証明する客観的資料がなく、その真偽を確認することが困難な場合に、それらを担保するため、また、それらの事実と反することが判明したときの不交付や補助金の返還対応について明確にさせるために、申請者に誓約及び同意させるものである。

## 2 誓約書兼同意書の提出

補助金を申請し交付するに当たり、誓約書兼同意書の提出を必須とする。

## 3 誓約書兼同意書の内容

次に掲げるものを別紙様式において誓約又は同意させる。また、各種補助金の性質に鑑み、ほかに誓約させることが必要と判断される場合は追加することができる。なお、この様式によりがたい場合は、これに準じた別の様式を使用することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- (2) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
- (3) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。
- (4) 補助金の交付前に誓約に反する事実が明らかになった場合には、補助金の交付を受けないこと又は補助金の交付を受けた後に誓約に反する事実が明らかになった場合には、札幌市長の指示に従い、補助金の全額又は一部を札幌市に返還すること。

## 4 留意事項

本誓約は、各補助金の交付要綱と合わせて、事業者にも周知される状態としておくこと。

## 5 適用日

経済観光局長決裁日